

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱

令和2年3月4日

南丹市告示26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の回帰による定住を促進し、地域経済の活性化に資するため、市内において住宅の購入、新築又は改築を伴いUターンする者に対し、予算の範囲内において、南丹市補助金等の交付に関する規則（平成18年南丹市規則第64号）に定めるもののほか、南丹市商工会が発行する商品券(以下「商品券」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン者 南丹市外に転出し、3年以上居住した後、定住の意思を持って再び転入する者をいう。
- (2) 子育て世帯 申請日の属する年度の4月1日時点において、18歳未満の者(出生後に養育する予定の胎児を含む。)と、その者を養育する3親等以内の者(以下「養育者」という。)をもって転入する世帯をいう。ただし、養育者には南丹市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱(令和6年南丹市告示第31号)第7条第1項の規定によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者も含むものとし、養育者のうち少なくとも一人が50歳未満である場合に限る。
- (3) 定住 市内に住宅を有し、5年以上の居住を前提に住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (4) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、自己の居住の用に供する一戸建て住宅(併用住宅を含む。)をいう。ただし、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (5) 住宅購入 新築又は中古住宅を居住のために購入するもので、新築にあつては建物建築請負契約額500万円以上、中古住宅にあつては建物売買契約額300万円以上の経費を要するものをいう。
- (6) 新築 更地への住宅の建築、既存住宅除却後の同地への住宅の建築で、建物

建築請負契約額 500 万円以上の経費を要するものをいう。

(7) 改築 建築後 1 年以上を経過した住宅の修繕、補修若しくは模様替え等の機能維持若しくは機能向上等のための改造又は増築の工事で 300 万円以上の経費を要するものをいう。

(8) 移住促進特別区域 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和 3 年京都府条例第 25 号)第 6 条に規定する移住促進特別区域をいう。

(交付対象者)

第 3 条 商品券の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 住宅購入、新築又は改築のいずれか(以下「住宅購入等」という。)の契約を締結した者であること。

(2) Uターン者を含む子育て世帯の構成員で、商品券の交付を受けた日から引き続き本市に 5 年以上定住することを誓約する者であること。

(3) 住宅購入等の契約に基づく引き渡しの前後 6 か月以内に住民登録をした者であること。

(4) 子育て世帯の構成員が住宅購入等を行った当該住宅の所有者であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するUターン者及びその世帯の構成員が 3 親等以内の親族の所有する住宅へ入居する場合、その所有者又は子育て世帯の構成員が改築の契約を締結した場合も対象とすることができる。

3 本制度の活用は、同一世帯に対して一つの住宅購入等に限る。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、商品券を交付しないものとする。

(1) 転入する世帯の構成員のいずれかの 2 親等以内の親族から住宅を購入する場合

(2) 転入する世帯及び第 2 項の所有者の世帯の前年(申請が 1 月から 6 月までの間にあるときは、前々年)の合計所得額が 1 千万円以上である場合

(3) 転入する世帯及び第 2 項の所有者の世帯の構成員の中に、暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力

団員がある場合

(4) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯に南丹市税を滞納している者がある場合

(5) その他市長が商品券の交付につき不相当と認める場合
(商品券の額等)

第4条 商品券交付の額は別表に定める額とし、かつ、予算の範囲内で交付するものとする。なお、南丹市が行う移住に伴う経済的負担を支援する同種の制度と併せて受けることはできない。

(交付の申請)

第5条 商品券の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、住宅購入等の契約に基づく引き渡し後6か月以内に南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 商品券の交付を受けた者が、同一の住宅購入等に対し、別表に定める年数以内で商品券の交付を受けようとする場合は、交付申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定をし、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

2 商品券の交付を受けた者は、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券受領書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付決定を取消すとともに、既に交付している商品券がある場合は、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券相当額返還命令通知書(様式第4号)により、当該商品券相当金額の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) 第3条第4項各号のいずれかに該当することが発覚したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(3) 南丹市に転入後5年未満に転出し、又は事実上市外に生活の本拠を置いたとき。

(報告及び実地調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象事業に関し、交付申請者及び工事請負業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までに、第5条第1項の規定により交付の申請があり、第6条第1項の規定により交付を決定した南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付事業は、同日以降もその効力を有する。

(経過措置)

4 この告示の施行の日までに1年目又は2年目の交付決定を行っている者に係る別表の規定の適用については、なお従前の例による。

別表(第4条、第5条関係)

区域	交付区分	交付額									
移住促進特別 区域内	新築 ※新築住宅の 購入含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>商品券の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9万円</td> </tr> </tbody> </table>	年次	商品券の額	1年目	18万円	2年目	18万円	3年目	9万円	
	年次	商品券の額									
1年目	18万円										
2年目	18万円										
3年目	9万円										
	改築 ※中古住宅の 購入含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>商品券の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9万円</td> </tr> </tbody> </table>	年次	商品券の額	1年目	9万円	2年目	9万円	3年目	9万円	
年次	商品券の額										
1年目	9万円										
2年目	9万円										
3年目	9万円										
移住促進特別 区域外	新築 ※新築住宅の 購入含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>商品券の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>4万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	年次	商品券の額	1年目	9万円	2年目	9万円	3年目	4万5千円	
	年次	商品券の額									
1年目	9万円										
2年目	9万円										
3年目	4万5千円										
	改築 ※中古住宅の 購入含む	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>商品券の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年目</td> <td>4万5千円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>4万5千円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>4万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	年次	商品券の額	1年目	4万5千円	2年目	4万5千円	3年目	4万5千円	
年次	商品券の額										
1年目	4万5千円										
2年目	4万5千円										
3年目	4万5千円										

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付申請書

南丹市長

様

申請者【太枠内に記入】

住所	〒 —
氏名	(※) (※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください
電話番号	

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱第5条第1項の規定により、商品券の交付を申請します。なお、申請にあたり次の事項を確約します。

商品券の額	円分
関係書類	<input type="checkbox"/> Uターン者の戸籍の附票個人事項証明書等（交付申請者が以前に南丹市に居住していたことや時期が確認できるもの）※ <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（交付申請者を含む子育て世帯において、出産予定の胎児以外に18歳未満の者がいる場合は不要） <input type="checkbox"/> 転入する世帯全員の課税証明書（3親等以内の親族の所有する住宅を改築する場合は、住宅を所有する世帯全員の証明書も必要） <input type="checkbox"/> 転入する世帯全員の南丹市税の納税証明書（別紙1）（3親等以内の親族の所有する住宅を改築する場合は、住宅を所有する世帯全員の証明書も必要） <input type="checkbox"/> 工事請負契約書、建物建築請負契約書又は建物売買契約書及び契約額の積算内訳の分かる書類の写し※ <input type="checkbox"/> 建物の位置図及び写真（住宅の購入又は新築の場合は建物全体がわかるもの、改築の場合は改築前後がわかるもの）※ <input type="checkbox"/> 誓約書（別紙2） <input type="checkbox"/> 工事代金の領収書、振込受付書又は金融機関が発行する住宅ローンの返済予定表の写し※ <input type="checkbox"/> 当該住宅の建物の登記事項証明書の写し※ <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証の写し（パートナーシップ宣誓をした世帯の場合）※
確約事項	1. 移住する地域の地縁組織（行政区・自治会・振興会など）に加入すること。 2. 地縁組織が定める会費（区費・自治会費・振興会費など）を納入すること。 3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加すること。 4. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めること。

※印の書類：2年目分又は3年目分の申請をする場合は添付不要

南丹市税の納税証明願

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付事業の申請のため、下記の世帯の市税の滞納がないことを証明願います。

記

世帯主氏名	
住 所	
生年月日	年 月 日生

※この証明手続きは、南丹市役所 課で行ってください。証明手数料 300 円が必要
です。

※窓口に来られる方の本人確認ができる書類（運転免許証など）をご持参ください。

※本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合は、委任状（任意様式可）が必要で
す。

南丹市税の納税証明書

上記証明願いについて、年 月 日時点において、市税の滞納がない
ことを証明します。

南丹市長

印

別紙 1-2

委任状（本人・同一世帯以外の方が窓口に来られる場合のみ）

私は、下記の者を代理人として、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付申請に係る南丹市税納税証明書の取得に関する権限を委任します。

代理人【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生

委任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	印
生年月日	年 月 日生

別紙 2

誓 約 書

私は、南丹市の市民としてここに定住する意思を持って居住し、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱第3条第4項のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、万一第7条各号のいずれかに該当することとなったときは同条の規定に基づき返還命令に従い、既に交付を受けた商品券の相当金額を返還します。

年 月 日

住 所

氏 名

(※)

(※) 本人が自署しない場合は、記名・押印してください

南丹市長

様

(交付対象者)

第3条 商品券の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 住宅購入、新築又は改築のいずれか（以下「住宅購入等」という。）の契約を締結した者であること。
- (2) Uターン者を含む子育て世帯の構成員で、商品券の交付を受けた日から引き続き本市に5年以上定住することを誓約する者であること。
- (3) 住宅購入等の契約に基づく引き渡しの前後6か月以内に住民登録をした者であること。
- (4) 子育て世帯の構成員が住宅購入等を行った当該住宅の所有者であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの規定に該当するUターン者及びその世帯の構成員が3親等以内の親族の所有する住宅へ入居する場合、その所有者または子育て世帯の構成員が改築の契約を締結した場合も対象とすることができる。

3 本制度の活用は、同一世帯に対して一つの住宅購入等に限る。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、商品券を交付しないものとする。

- (1) 転入する世帯の構成員のいずれかの2親等以内の親族から住宅を購入する場合
- (2) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯の前年（申請が1月から6月までの間にあるときは、前々年）の合計所得額が1千万円以上である場合
- (3) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯の構成員の中に、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がある場合
- (4) 転入する世帯及び第2項の所有者の世帯に南丹市税を滞納している者がある場合
- (5) その他市長が商品券の交付につき不相当と認める場合

(交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付決定を取消すとともに、既に交付している商品券がある場合は、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券相当額返還命令通知書（様式第6号）により、当該商品券相当金額の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第4項各号のいずれかに該当することが発覚したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
- (3) 南丹市に転入後5年未満に転出し、又は事実上市外に生活の本拠を置いたとき。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けの南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付申請について、
審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定の可否

交付

不交付

（理由）

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券受領書

南丹市長 様

受領者

住所

氏名

(※)

(※)本人が自署しない場合は、記名・押印してください

年 月 日付で交付決定を受けました、下記の額の商品券を受領しました。

記

受領した商品券の額	円分
-----------	----

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

氏名 様

南丹市長 印

南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券相当額返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券について、南丹市Uターン者住宅購入等支援商品券交付要綱第7条の規定により、下記のとおり商品券相当額の返還を命じる。

記

返 還 額 金 円

返還理由